

(参考和訳)

2020年3月2日

(Eメール送付)

[David.Lewis@fatf-gafi.org](mailto:David.Lewis@fatf-gafi.org)

[ExecutiveSecretary@fatf-gafi.org](mailto:ExecutiveSecretary@fatf-gafi.org)

Mr. David Lewis  
Executive Secretary  
Financial Action Task Force  
2, Rue Andre Pascal  
75775 Paris Cedex 16  
France

**FATF によるレビューと真相解明に関するご支援のお願い: 犯罪および/またはテロ資金調達グループによるマネー・ロンダリングの可能性を強く示唆する五反田の土地を巡る不正取引における積水ハウスによる 55.5 億円 (51.9 百万米ドル) の損失**

Lewis 様

FATF は日本のマネー・ロンダリング対策基準と執行についての評価を年内に公表される予定と理解しております。本レターは日本の有力な住宅会社及び銀行によるこの分野での明らかでかつ現時点でも継続している問題についてご連絡するものです。本件は日本のトップの金融機関及び事業会社の一つがマネー・ロンダリング対策を十分に行わず、その他、特に中小の地域金融機関にも影響することであることから、FATF にとって重要な問題であると考えます。十分な対応がなされない場合、日本やその金融機関・事業会社が、本来極めて厳格なマネー・ロンダリング対策の基準や執行が求められるグローバルな金融システムへのアクセスに支障が生じることにもなりかねません。

2020年2月17日、積水ハウス株式会社(以下「積水ハウス」または「当社」)は、11名の取締役の選任を当社の取締役会に対して求める株主提案を受領したことを発表するプレスリリースを出しました。積水ハウスの4月の株主総会における取締役候補者である2人の米国人の内の1人として、私はコーポレート・ガバナンス、防衛産業、マネー・ロンダリング対策(「AML」)の分野における豊富な経験を活かし、また日本、米国、その他の国の不動産・住宅業界で重要な役割を果たしているこの日本の上場企業に対する熱意を持って取り組む所存です。

9.11で多くの友人を失った私は、コーポレート・ガバナンスや、米国愛国者法やテロリスト資金調達対策を含むマネー・ロンダリング対策に関して取締役候補者の法律顧問を務めています。取締役候補者は、マネー・ロンダリングや犯罪/テロ資金調達活動を検知し、あるいはそれと闘うための高い基準を設定する世界的なリーダーとしてのFATFを通じたあなたの仕事を素晴らしいことと思います。米国弁護士として、FATFの努力やその他のおかげで、米国では、最高水準のAML基準とその施行を踏まえて構築された検知・報告に関する非常に厳格な仕組みができていると考えております。


全ての取締役候補者は、マネー・ローンダリングに関する古典的な兆候を示す取引を隠蔽していると強く思われる事案の真相を究明することに全力を尽くす所存です。この点に関して、2018年1月24日に積水ハウスの独立委員会により作成された「調査報告書」(「報告書」)を内々に把握しておりますが、その報告書は長期間隠蔽され続け、2019年7月の裁判所命令によって漸く裁判所に提出され、11月に積水ハウスにより一部黒塗りされた状態で裁判所記録として閲覧・謄写できるようになりました。しかし、積水ハウスは関与者と思われる元国会議員らの名前の黒塗りさせており、現在も積水ハウスからの自主的な公開はされていません。この積水ハウスによる黒塗り部分がある報告書が添付資料 Aとして本レターに添付されています。報告書は、取締役候補者の理解するところでは現在の取締役会と経営陣が見過ごした、深刻な警告の数が非常に多いことを物語っています。私たちは、巨額の損失の実際の原因を徹底的に調査し、その結果を当社の株主に報告することを確約し、またそれと同時に、非常に多くの警告があって、FBI の情報筋によれば組織犯罪/テロ資金調達グループによるマネー・ローンダリングの兆候が多数あるとされる取引で行方が不明となっている 55 億 5,000 万円 (5,190 万米ドル) の回収に努めます。

五反田の土地を巡る不正取引に関する積水ハウスによる送金取引に関わったため、本件に関する調査を求めて積水ハウスの株主を代表する弁護士と私から三菱 UFJ 銀行に送付されたレターがあることも取締役候補者は把握しております。宛先: 三菱 UFJ フィナンシャルグループ 取締役頭取執行役員 三毛兼承様、執行役常務グループ CCO 半沢淳一様、グローバル金融犯罪対策部長 ウィリアム・ラングフォード様、差出人: ウィリアム W. 内本弁護士 (William W. Uchimoto Law)、松岡直樹弁護士 (大阪シティ法律事務所)、2020 年 1 月 9 日付 (「三菱 UFJ 銀行宛要求書」) のレターをご参照ください。貴殿と FATF とに写しが送付されていることをご確認いただければと思います。三菱 UFJ 銀行は、三菱 UFJ 銀行宛要求書に対して現時点で回答していないと理解しております。

米国および日本のプロフェッショナルで構成される取締役候補者は、取引中・取引後に示された当社、銀行、日本の規制当局による驚くべき見落としと全般的な怠慢とに大変困惑しております。私たちは、事業プロセスと全体的なガバナンスの破綻、隠蔽、そしてこの取引に浸透しているマネー・ローンダリングとテロリスト/犯罪資金を強く匂わせるものが、もしこのまま放置された場合、重大な不祥事の再発や積水ハウスの信頼と評判に対して長く続く影響を及ぼすことを懸念しています。そうなった場合、株主、従業員、顧客、そして社会全般を含むステークホルダーへの悪影響ともなります。

取締役候補者全員を代表して、私はこのレターで提起された重大な問題を FAFT でレビューし、積水ハウスの現在の取締役会および経営陣、ならびに三菱 UFJ 銀行により、何が起こったのか、そして行方が知れない資金を迅速かつ完全に回収すべく公表された努力がなぜなされていないのかについて速やかに明らかにされることを求めることにつきご支援いただきたく思います。

本件に関しての一層の詳細を共有し、この重大なマネー・ローンダリング事件の次のステップにつき議論させていただくべく、お電話でお話できる機会を速やかに頂戴できますと幸いです。



ウィリアム W. 内本

William W. Uchimoto Law  
613 Cascades Court  
Berwyn, PA 19312

william.uchimoto@uchimotolaw.com

215-990-7416

添付資料: 添付資料 A、積水ハウス(黒塗り)調査報告書